

## ＜社団法人青い森農林振興公社の経営改革＞

社団法人青い森農林振興公社の経営改革が平成23年10月11日（火）に開催された臨時総会で承認されました。

その内容を大きく分けると分収造林事業関係2件、新法人設立関係3件で具体的な経営内容は次のとおりです。

今後、公社としてはこの経営改革が円滑に実現するよう、県と共に全力で取り組んでいくことにしています。

### I 分収造林事業関係

#### 1 分収造林事業の県への移管について

次の内容で、当公社が実施している分収造林事業を県へ移管します。

- (1) 本事業については、平成22年度における長期収支見通しを試算した結果、事業が終了する平成68年度には約313億円の欠損が生じると見込まれ、公社としての経営が極めて困難となることから、平成25年4月を目途に県への移管手続きを進める。

これに伴い、公社については解散することとする。

- (2) 県への移管に当たっては、公社と分収造林契約を結んでいる土地所有者から同意を得るものとする。

- (3) 公社が有している分収造林事業の債務のうち、県債務については、公社所有の森林資産で県に代物弁済する（弁済額が債務額に満たない場合は、県は債権放棄するとしている）。

株式会社日本政策金融公庫の債務については、県と協議の上、手続きを進めるものとする。

#### 平成22年度末現在分収造林事業借入額

(単位：百万円)

借入先	借入額
青森県	22,424
(株)日本政策金融公庫	13,272
合計	35,696

- (4) 県への代物弁済に当たっては、分収林の清算価値を評定することが必要となるので、県と共に資産評価調査作業を行うものとする。

## 2 分収造林事業の分収割合の見直しについて

分収造林事業の分収割合については、県民負担を可能な限り軽減する観点から、県移管後において保育経費や管理費などに応分の負担を求めることや、現行の分収造林契約との継続性、他県における見直し状況などを踏まえて、契約者と協議の上、次のとおり見直しすることとします。

- (1) 分収割合については、県の経営改革の方向で現行の公社と契約者の6対4を県と契約者7.5対2.5を基本とすることとし、契約者が、
  - ① 個人、共有地等の場合は、その地代を考慮して7対3
  - ② 市町村、財産区の場合は、公益的機能の享受や、雇用を通じた地域振興のメリット、公租公課が発生しないことなどから8対2としているので、これに沿って県と一体となって契約者と分収割合の変更協議を進める。
- (2) なお、変更協議の際には、将来、木材価格の上昇等の事情変更が生じた場合は、今回変更した分収割合について見直すことを提示する。

<分収造林事業関係 参考資料>

分収造林契約地市町村別一覧 (H23. 8. 31 現在)

(単位 : ha)

市町村名	市町村林	財産区林	個人	共有地	その他	合計	備考
青森市	12	209	95	4	17	337	旧浪岡町有林
弘前市			329	30	167	526	
八戸市			428	31		459	
黒石市		15	14	12	42	83	
五所川原市		127	80	4		211	
十和田市		21	377	65	316	779	
むつ市	172		108	27	575	882	旧むつ市有林及び旧川内町有林
つがる市			8			8	
平川市		45	1		17	63	うち 33ha は碓ヶ関に所有する大鱒町財産区所有
平内町			439	6	805	1,250	
今別町	22		13			35	
蓬田村			8			8	
外ヶ浜町	5		6			11	
鱒ヶ沢町		307	435	78		820	
深浦町			99	109	80	288	
西目屋村			29			29	
大鱒町		114	39	15		168	うち 74ha は平川市財産区所有
中泊町			9			9	
野辺地町	11		26			37	
七戸町			227	104	46	377	
六戸町			9			9	
横浜町			20			20	
東北町	16		43	8	104	171	
六ヶ所村	2		10		19	31	
大間町			23			23	
東通村		50	76	210	152	488	
風間浦村		55	9		17	81	
佐井村			23			23	
三戸町		43	273	61	14	391	
五戸町			272	20	32	324	
田子町	45		261	35	168	509	
南部町			127	110	176	413	
階上町			840	254	41	1,135	
新郷村		8	55	76	80	219	
計	285	994	4,811	1,259	2,868	10,217	34 市町村

(注) 「その他」は、協同組合、法人など

## II 新法人の設立関係

### 1 分収造林事業以外の事業を移管する一般社団法人の設立について

分収造林事業を県に移管するに当たっては、次の理由により、あらかじめ分収造林事業以外の事業を現公社から切り離すことが望ましいので、その移管先となる一般社団法人を県と当公社で設立することとします。

#### 【分収造林事業以外の事業を公社から切り離す主な理由】

- (1) 現在の組織体のままでは、分収造林事業を対象とした債務処理であっても、公社全体の債務処理となるので、この間は、公社として財産の処分や借入れが制限され、全事業の実施が停止するなど極めて望ましくない事態が生じる。
- (2) 一方、分収造林事業以外の事業については、適切な法人に移管すれば、これまでのようにほとんど問題なしに事業推進が可能となる。
- (3) このような円滑な業務の実施などの観点から、分収造林事業以外の事業については、現公社から切り離すことが望ましいので、その移管先として県と当公社で新たに次の内容で一般社団法人を設立するものである。

#### 【新設する一般社団法人の概要】

##### (1) 設立者

青森県・社団法人 青い森農林振興公社

##### (2) 名称(仮称)

一般社団法人 あおもり農林業支援センター

##### (3) 目的

農地の利用調整や集積、農林業の担い手の育成・確保・農業構造の改善、その他農林業の振興等に資する事業を実施することにより、本県の基幹産業である農林業の持続的な発展と農山村の活性化に寄与することを目的とする。

##### (4) 実施事業

- ① 農地の利用調整及び集積の促進に資する事業
- ② 農林業の担い手の育成・確保に資する事業
- ③ 畜産基盤整備等の農業構造改善に資する事業
- ④ その他農林業や農山村の振興に資する事業

##### (5) 社員

###### ① 設立時社員

青森県・社団法人 青い森農林振興公社

② 将来的な社員構成

現公社と同様の構成（51社員：県、40市町村、10農林業団体）

＜現公社の社員に対しては新社团法人による公益認定申請後、社員募集手続きを進める＞

(6) 役員

① 設立時役員

理事4名（うち代表理事1名）、監事1名を想定

② 将来的な役員構成

現公社と同様の構成を想定（理事14名（うち代表理事1名）、監事2名）

(7) 基金（出資金相当）

社員からは募らない予定

(8) 設立時期

平成23年10月

## 2 新一般社団法人の公益法人化について

新たに設立する一般社団法人においては、現公社から移管される事業については、公益性が強いことから、税制面などでメリットのある公益法人化が望ましいので、平成24年4月1日までは公益社団法人として認定されるよう、準備することとします。

### 【臨時総会で付帯決議された事項】

公益認定の申請に当たっては、新法人の理事会及び総会を開催して、その内容を諮ること。

### 3 分収造林事業以外の事業等の移管について

分収造林事業以外の事業、全出資金及び財産（分収造林事業に係る財産は除く）等については、新たに設置した法人に、平成24年4月1日に移管することとし、併せて移管に伴う諸手続きを実施することとします。

#### 【臨時総会で付帯決議された事項】

移管する具体的な財産等については、平成24年3月の理事会及び総会の場で承認を求めること。

#### <新法人設立関係 参考資料>

##### 分収造林事業以外の主な事業

事業名 (開始年度)	事業の概要
農地保有合理化事業 (昭和46年度～)	農家から農地を買入れや借入れし、担い手農家等に売渡しや貸付けすることで、農地の効率的な利用を促進
青年農業者等育成センター事業 (平成15年度～)	就農相談活動や就農支援資金（無利子）の貸付け、新規就農者の研修等により優れた青年農業者を育成
公社営畜産基盤整備事業 (昭和48年度～)	草地の造成や家畜施設、排せつ物処理施設、飼料製造施設等を整備し、高能率、高生産性の畜産経営を推進
林業労働力確保支援センター事業 (平成10年度～)	林業事業体の事業の合理化や雇用管理の改善、林業への就業支援等により林業労働力を確保
酪農振興センター受託事業 (平成15年度～ 平成23年度)	酪農家から乳用雌子牛を預かり、一定期間育成し、人工授精や受精卵移植を行って妊娠牛として引き渡す酪農振興センター業務を受託

＝青い森農林振興公社の経営改革フロー図＝

経営改革をフロー図化すると次のとおりとなります。

